

2021 年 9 月

ご投資家の皆様へ

PGIM ジャパン株式会社

「PRUグッドライフ2030／2040／2050（年金）」
信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび追加型証券投資信託「PRUグッドライフ2030（年金）」、「PRUグッドライフ2040（年金）」および「PRUグッドライフ2050（年金）」（以下、個別にまたは併せて「ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、信託終了（繰上償還）に関する手続きを実施させていただきます予定です。

ファンドの今後のお取扱いに際し、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）予定日

2022 年 2 月 14 日

2. 信託終了（繰上償還）の理由

各ファンドが主要対象とするマザーファンドにおいては、近年、残高減少が続いており、今後も純資産総額の大幅な増加は見込めない状況になっております。そのため、各ファンド及びマザーファンドにおいて運用の基本方針に沿った運用をご提供するための十分な資産規模の維持が困難になっており、当該状況が今後改善する可能性は極めて低いと考えております。これらの状況を総合的に勘案し、運用を継続するよりも信託を終了することが受益者の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

（ご参考：2021 年 7 月末日現在の受益権口数）

PRUグッドライフ2030（年金）	20 億 722 万 4,948 口
PRUグッドライフ2040（年金）	12 億 4,590 万 535 口
PRUグッドライフ2050（年金）	1 億 5,974 万 677 口

3. 信託終了（繰上償還）の手続きについて（ご参考）

ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きは、確定拠出年金制度においては、ファンドの受益者である資産管理機関に対して行われるものであり、加入者の皆様に対して行われるものではありません。なお、繰上償還を行わないこととなった場合には、別途ご案内をいたします。

<PRUグッドライフ2030（年金）、PRUグッドライフ2040（年金）>

改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき繰上償還の手続きを行います。当該各ファンドにおいて、異議申立の対象となる受益者のうち、異議申立てをされた受益者の受益権口数が、当該各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合は繰上償還を行います。

<PRUグッドライフ2050（年金）>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき繰上償還の手続きを行います。書面決議の対象となる受益者のうち、繰上償還に賛成する受益者の受益権口数が、当該ファンドの受益権総口数の3分の2以上の場合は繰上償還を行います。

以上